市　民　局

区政支援……83
市民協働推進……89
文化振興……99
男女共同参画……103
消費生活……106
交通安全・防犯……109

区　　政　　支　　援

1　区政関係

区役所と本庁部局、又は区役所相互における情報交換や区政運営に係る協議のため、区長会議を開催するなど、区政全般に関する総合調整を行った。また、平成25年度については、区役所機能の強化に向けた取組みを行った。

（1）区長会議

各区長、市民局長、市民局次長を構成員とし、区役所のあるべき姿や組織・機能について協議を行うとともに、区役所相互及び本庁部局と区役所の情報共有と連携を図った。

平成25年度　10回開催

（2）区役所機能の強化に向けた調整

各区の個性や特性を活かしたまちづくりを一層推進するため、本庁部局からの事務移管や区役所組織の見直しなど、区役所機能の強化に向け、区役所及び関係部局との協議・検討を行い、平成26年4月から、次の機能について、強化を図ることとした。

ア　区民との協働によりまちづくりを推進する機能

（ア）商店街の振興

（イ）地域の観光の振興

（ウ）地域市民まつり等の支援　　など

イ　効果的・効率的に区政を運営する機能

（ア）市長が区長へ委任する事務の拡大

（イ）副区長の設置

（ウ）地域政策課、総務課を区政策課、地域振興課、まちづくりセンター(区役所所在地区等3センター)へ再編

（3）関係する所管例規

ア　条例

相模原市区の設置等に関する条例

イ　規則

（ア）相模原市区役所組織及び事務分掌規則

（イ）相模原市区行政の総合的な推進に関する規則

（ウ）相模原市行政区画等審議会規則

（エ）区長事務委任規則

2　市民相談

（1）市民相談

市民生活を営む上での様々な問題についての相談を行っている。

（2）外国人相談

市内に居住する外国人の生活上の問題について、中国語、スペイン語、ポルトガル語及び英語の言語で相談を行っている。

（3）専門相談

法律相談、税務相談、登記相談など、定例相談日を設け、それぞれ専門家の協力を得て相談を行っている。

（4）各種相談の開設状況

（平成 25 年度）

相談名（相談員）	相談日						
	緑区役所市民相談室	中央区役所市民相談室	南区役所市民相談室	城山まちづくりセンター	津久井まちづくりセンター	相模湖まちづくりセンター	藤野まちづくりセンター
市民相談（市民相談員）	毎　日	月～金曜日	月～金曜日	水曜日	月曜日	第1・3火曜日	第2・4火曜日
法律相談（弁護士）	水曜日（当日電話予約） 第 4 木曜日（事前予約）	火曜日（当日電話予約）	金曜日（当日電話予約） 第 2 木曜日（事前予約）	第 2 金曜日（事前予約）	第 3 金曜日（事前予約）	5、8、10、2月の第 4 金曜日（事前予約）	6、9、1、3月の第 4 金曜日（事前予約）
行政相談（行政相談委員）	第 3 水曜日	第 2 水曜日	第 1 水曜日	奇数月 第 2 木曜日	偶数月 第 1 金曜日	奇数月 第 1 木曜日	偶数月 第 1 火曜日
人権相談（人権擁護委員）	第 4 金曜日	第1・3金曜日	第 2 水曜日	第 1 金曜日	第 2 水曜日	第 2 金曜日	第 3 水曜日
税務相談（税理士）	第 2 月曜日（当日電話予約）	第1・3月曜日（当日電話予約）	第 4 月曜日（当日電話予約）				
登記相談（司法書士）	第 1 木曜日（当日電話予約）	第 4 水曜日（当日電話予約）	第 2 水曜日（当日電話予約）				
新築・増改築修理等の相談（相談協力員）	第 2 木曜日	第 3 木曜日	第 1 木曜日				
労働相談（神奈川県職員）		木曜日					
社会保険労務士相談（社会保険労務士）	第 2 金曜日	第 1 水曜日	第 3 水曜日				
行政書士相談（行政書士）	第 2 火曜日	第 3 水曜日	第 4 水曜日				
不動産相談（宅地建物取引主任者）	第 3 月曜日	第 2 金曜日（当日電話予約）	第 1 月曜日				
交通事故相談（弁護士）		第2・4月曜日（前週水曜日から電話予約）					
外国人相談（外国人相談員）		中国語　水曜日 ｽﾍﾟｲﾝ語　金曜日 ﾎﾟﾙﾄｶﾞﾙ語 金曜日 英 語 第3水曜日 外国人法律相談は第 4 木曜日（外国人相談時に予約）					

（5）相談受付件数

（単位：件）

年　度	H23	H24	H25
市民相談	4,944	4,833	4,427
外国人相談	310	307	338
法律相談	2,492	2,498	2,536
税務相談	187	192	189
登記相談	113	133	121
その他相談	504	587	574
計	8,550	8,550	8,185

3　市民法律講座

日常生活で役立つ法律知識を学習する機会として、横浜弁護士会との共催で市民法律講座を開催した。

開催日	内　容	受講者数
8 月 29 日(木)	もし大事な人が亡くなったら～相続の基本のキ	38 人
9 月　5 日(木)	別れたい人、別れたくない人～離婚をするにあたって気をつけること	29 人
9 月 12 日(木)	お隣さんともめてしまった～近隣相隣トラブルについて	33 人
9 月 19 日(木)	交通事故にあったときに何がいえるか	32 人
9 月 26 日(木)	高齢社会を迎えて～成年後見人制度について	29 人

4　戸　籍

戸籍事務は本来国が果たすべき事務であるが、出生、認知、養子縁組、婚姻、死亡、転籍等、住民の日常生活と密接な関係にあることから、法律の定めによって、区長が実施している「法定受託事務」である。

本市では、これら諸届を戸籍法その他関係法令に基づき受理し、戸籍に記載、編製すると共に、全部･個人事項証明書(戸籍謄・抄本)、記載事項証明書等の発行により、親族・身分関係を公証している。平成11年11月から戸籍の電算化を実施し、事務処理の迅速化並びに効率化を図っている。

本籍数及び本籍人口の推移　　(各年度末現在)

年　　度	H23	H24	H25
本 籍 数（戸 籍）	213,251	216,116	218,861
本 籍 人 口（人）	550,579	555,025	559,332
1戸籍当たりの人口(人)	2.58	2.57	2.56

戸籍届出事件数　　(平成25年度　単位：件)

事件の種類	事件総数	事件の種類	事件総数
出　　生	7,681	養子離縁	249
死　　亡	6,397	転　　籍	4,497
婚　　姻	7,294	入　　籍	1,577
離　　婚	2,146	そ の 他	2,215
養子縁組	700	計	32,756

戸籍事務処理事件数　　(平成25年度　単位：件)

処理の種類	処理総数	処理の種類	処理総数
新戸籍編製	6,133	戸籍の再製･補完	7
戸籍全部消除	3,386	そ　の　他	15
違 反 通 知	26	計	9,567

全部・個人事項証明等諸証明発行件数　　(平成25年度　単位：件)

発行の種類	発行総数	発行の種類	発行総数
全部・個人事項証明等	146,943	受 理 証 明	2,571
そ　の　他	567	計	150,081

5　住民基本台帳

住民基本台帳制度は、選挙事務、国民健康保険事務及び国民年金事務等において、住民記録の一層の統一性、正確性を図るとともに、住民の住所に関する届出等の簡素化と事務の合理化を目指したものである。本市では、昭和62年1月(当時は戸籍住民課、各出張所など)から、各区役所区民課、各まちづくりセンター（橋本、本庁地域、大野南まちづくりセンターを除く。）などをオンラインシステムで結び、住民基本台帳に関する届出の受付、住民票の作成、写しの交付等を行っている。

平成24年7月9日から、それまでの外国人登録制度が廃止され、外国人住民についても住民基本台帳法の適用対象に加えられることとなった。

住民基本台帳世帯･人口　　(各年度末現在)

年　　度	H23	H24	H25			
			合計	日本人	外国人	複数国籍
世　帯（世帯）	305,402	312,263	316,479	309,110	4,270	3,099
人　口　(人)	700,923	710,798	713,374	703,131	10,243	－
男　　(人)	354,845	358,695	359,826	355,304	4,522	－
女　　(人)	346,078	352,103	353,548	347,827	5,721	－

外国人住民人口（国籍・地域別） （平成26年3月31日現在　単位：人）

国籍・地域名	人口	国籍・地域名	人口	国籍・地域名	人口	国籍・地域名	人口
中国	3,296	ベトナム	366	ブラジル	294	台湾	174
韓国又は朝鮮	1,783	カンボジア	318	ペルー	272	その他	1,625
フィリピン	1,548	米国	300	タイ	267	計	10,243

住民基本台帳事務届出件数 （平成25年度　単位：件）

	増の届出				減の届出			
	出生	転入	その他	小計	死亡	転出	その他	小計
件数	5,648	26,206	645	32,499	5,313	24,260	1,077	30,650

	その他（増減なし）					計
	転居	世帯主変更	修正	その他	小計	
件数	13,004	4,447	45,513	2,090	65,054	128,203

住民票の写し発行件数 （各年度末現在　単位：件）

年度	H23	H24	H25
発行件数	361,327	368,405	417,038

6　印鑑登録

印鑑登録証明書は、住民の権利、義務の行使に密接な関係をもっており、特に経済取引において重要な役割を果たすもので、市が行う固有事務（相模原市印鑑条例）として、取り扱っている。

本市では、昭和56年から印鑑登録証及び証明書を交付することとし、昭和62年10月（当時は戸籍住民課、各出張所など）からオンライン化により、各区役所区民課、各まちづくりセンター（橋本、本庁地域、大野南まちづくりセンターを除く。）などで登録及び証明書の交付を行っている。更に平成10年11月に、これまでの印鑑登録証を「さがみはらカード」（磁気）へ切り替え、同年12月からは「さがみはらカード」による印鑑登録証明書の自動交付を開始、現在、証明書自動交付機16台が稼動中である。

印鑑登録者数 （各年度末現在　単位：人）

年度	H23	H24	H25
登録者数	428,719	430,309	433,000
新規登録者数	26,404	26,429	27,402

印鑑登録証明書交付件数（各年度末現在　単位：件）

年度	H23	H24	H25
発行件数	250,145	247,492	251,326

7　住民基本台帳カード

平成15年8月から、住民基本台帳ネットワークの第2次稼働に伴い、市区町村で本人の申請に基づき住民基本台帳カードの交付を行っている。

住民基本台帳カード申請件数（各年度末現在　単位：件）

年度	H23	H24	H25
申請件数	6,804	6,347	6,351

8　窓口サービスの拡充

市民サービスの向上を更に図るため、連絡所を設置し、住民票の写し、戸籍謄抄本、印鑑登録証明書、税務証明書等の交付を行っている。また、休日や平日夜間（午後8時まで）でも暗証番号を登録した「さがみはらカード」を使い、住民票の写し、印鑑登録証明書、税務証明書の一部の交付が受けられる証明書自動交付機を設置している。

休日の対応では、戸籍届出の受付や住民票の写し等の交付申請を受付する休日窓口サービスコーナーを平成5年1月より開設している。また、3月、4月の引越しシーズンに合わせた休日窓口を平成16年から開設するとともに、平成17年4月から、あらかじめ平日に電話で予約をすれば、住民票の写し等を土曜日、日曜日や休日に受け取ることができる、電話予約サービスを導入している。更に、平成20年4月から、毎月第2・4土曜日の午前中に窓口を開設している。

また、市民に身近な場所で利便性の高い窓口サービスを提供するため、神奈川県が行っている一般旅券の申請受理や交付等に関わる事務の移譲を受け、平成24年度に相模大野パスポートセンターを、平成25年度に橋本パスポートセンターを開設した。

（1）連絡所設置状況

設置年月日	名　　称	設置場所	設置年月日	名　　称	設置場所
H3.4.1	相原連絡所	相原公民館に併設	H18.3.20	津久井中央連絡所	津久井生涯学習センターに併設
H5.4.1	大沼連絡所	大沼公民館に併設	H19.3.11	牧野連絡所	牧野公民館に併設
H6.7.1	大野台連絡所	大野台公民館に併設		佐野川連絡所	佐野川公民館に併設
H9.4.6	上鶴間連絡所	上鶴間公民館に併設	H25.3.15	相模大野駅連絡所	bono相模大野ノースモール4階
H9.11.4	相模原駅連絡所	シティ・プラザさがみはら	H25.4.1	橋本駅連絡所	シティ・プラザはしもと
H10.4.5	光が丘連絡所	光が丘公民館に併設			

（2）証明書自動交付機設置状況

市役所本庁舎2台、緑区役所区民課、橋本駅連絡所、アリオ橋本、城山総合事務所、津久井総合事務所、相模湖総合事務所、藤野総合事務所、大野北まちづくりセンター、相模原駅連絡所、南区役所区民課、相模大野駅連絡所、大野中まちづくりセンター、相模台まちづくりセンター、ラクアル・オダサガ　各1台･･･計16台稼動

（3）休日窓口サービスコーナー設置状況

市役所本庁舎、緑区役所区民課、南区役所区民課、大野中まちづくりセンターの4か所

（4）日直代行員制度

城山総合事務所、津久井総合事務所、相模湖総合事務所、藤野総合事務所の4か所

（5）繁忙期の休日窓口開設状況

開設年	開設日	開設場所	処理件数(件)
H23	4月2日	緑区役所、中央区役所、南区役所	555
H24	4月1日	緑区役所、中央区役所、南区役所	873
H25	3月30日	緑区役所、中央区役所、南区役所	533
H26	3月29日	緑区役所、中央区役所、南区役所	489

（6）電話予約申請件数

H23年度　住民票の写し：458件　　戸籍の附票：5件　　印鑑登録証明：93件　･･･　計　556件
H24年度　住民票の写し：470件　　戸籍の附票：2件　　印鑑登録証明：88件　･･･　計　560件
H25年度　住民票の写し：531件　　戸籍の附票：1件　　印鑑登録証明：79件　･･･　計　611件

（7）第2・4土曜日の窓口開設状況

開設年度	開設場所	処理件数(件)
H23	緑区役所、中央区役所、南区役所	14,177
H24	緑区役所、中央区役所、南区役所	14,674
H25	緑区役所、中央区役所、南区役所	14,752

（8）パスポートセンター設置状況

設置年月日	名　　称	設置場所
H25.3.15	相模大野パスポートセンター	ｂｏｎｏ相模大野ノースモール４階
H25.6.3	橋本パスポートセンター	シティ・プラザはしもと

９　住居表示整備事業

本市では昭和39年5月1日から住居表示を実施し、平成26年3月31日現在までに5,626ha（全市域の17.1%）を整備した。

また、実施区域の維持管理業務として、新築建物等に係る住居番号の設定、街区表示板の交換等を行っている。平成25年度：住居番号の設定　2,538件

１０　新たな火葬場のあり方等の検討

新たな火葬場のあり方等検討委員会からの提言を踏まえ、新たな火葬場の整備を進める上での基本的な考え方をとりまとめた。

１１　斎場

（1）施設概要

・所在地：南区古淵5丁目26番1号

・構　造：鉄筋コンクリート造　地下1階　地上2階

・規　模：敷地面積　22,617㎡　建築面積　2,942㎡　延床面積　4,224㎡

・設置日：平成4年10月26日

（2）施設内容

・葬儀施設：大式場(100名)、小式場(70名)、式場控室2室、宗教者控室、霊安室

・火葬施設：火葬炉11基（燃料　都市ガス)、告別ホール3か所、収骨室3室

・待合施設：洋室10室（40名3室・32名1室・20名6室)、待合ロビー、売店、更衣コーナー、授乳コーナー

なお、平成25年度に待合室7室の一部を分割改修し、合計10室とした。

（3）利用実績

【火葬炉】　（単位:件）

年度	火　葬　炉　使　用　状　況							
	総数	12歳以上	12歳未満	胎児	改葬	身体の一　部	市内	市外
H23	5,368	5,185	24	118	8	33	4,666（86.9%）	702（13.1%）
H24	5,412	5,196	20	138	6	52	4,787（88.5%）	625（11.5%）
H25	5,450	5,236	22	136	7	49	4,806（88.2%）	644（11.8%）

【式　場】　（単位:件）

年度	総数			大式場使用状況					小式場使用状況				
	通夜	告別式	計	市内		市外		小計	市内		市外		小計
				通夜	告別式	通夜	告別式		通夜	告別式	通夜	告別式	
H23	666	666	1,332	331	331	0	0	662	333	333	2	2	670
H24	657	657	1,314	324	324	0	0	648	333	333	0	0	666
H25	661	661	1,322	325	325	0	0	650	336	336	0	0	672

【霊安室】　（単位:件、日）

年度	霊安室使用状況					
	総数		市内		市外	
	件数	日数	件数	日数	件数	日数
H23	234	826	233	823	1	3
H24	281	1,010	281	1,010	0	0
H25	268	942	268	942	0	0

【区政支援課…1～10】
【斎場…11】

市　民　協　働　推　進

1　自治会

自治会は、地域住民の自主的な自治団体として、コミュニティの形成や地域活動を推進するうえで大きな役割を果たしており、安心・安全で住みよいまちづくりのため多種多様な活動を展開している。

本市は、重要な施策である「個性豊かな地域コミュニティをつくります」を推進する上で、自治会を重要なパートナーとして位置付け、積極的に自治会活動を支援するとともに、自治会と協働して事業を進めている。

こうした中、平成 25 年 8 月、相模原市自治会連合会と本市は、協働による市民主体のまちづくりをより一層推進するため、連携基本協定を締結した。また、その連携基本協定に基づき、相模原市自治会連合会との協働による自治会加入促進プロジェクトの一環として、10 月、今後の自治会加入促進の具体的な取組を検討する相模原市自治会加入推進協議会を発足し、さらに、11 月には、当該協議会の構成団体である不動産関係団体と相模原市自治会連合会及び本市との間で、自治会への加入促進に関する協定を締結した。

平成 26 年 4 月 1 日現在、市内には 595 の自治会があり、22 の地区ごとに各自治会が地区自治会連合会を組織し、さらに 22 地区自治会連合会により相模原市自治会連合会が組織されている。各地区の自治会数及び加入世帯数は下表のとおりである。

（1）自治会加入状況

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

地区自治会連合会	自治会数	加入世帯数	世帯数の増減（前年比）	地区自治会連合会	自治会数	加入世帯数	世帯数の増減（前年比）
橋　本	32	15,179	△101	大野北	33	14,034	△23
大　沢	20	7,035	△72	田　名	16	7,460	△30
城　山	12	5,928	△42	上　溝	16	7,384	△11
津久井	63	7,629	△75	中央区計	189	64,002	△323
相模湖	33	2,539	1	大野中	32	17,852	△63
藤　野	50	2,809	△24	大野南	32	18,542	60
緑区計	210	41,119	△313	麻　溝	23	3,839	△5
小　山	9	5,596	△75	新　磯	33	3,559	△28
清　新	16	6,126	35	相模台	27	12,406	72
横　山	22	3,980	△60	相武台	33	6,612	△12
中　央	34	7,591	46	東　林	16	10,359	△329
星が丘	14	3,975	△105	南区計	196	73,169	△305
光が丘	29	7,856	△100	総　計	595	178,290	△941

（2）自治会等集会所建設補助

自治会が集会所を新築、増築、改築、または取得する場合、140 ㎡までを対象に経費の 2 分の 1 以内の額を、集会所用地の取得についても 200 ㎡までを対象に経費の 2 分の 1 以内の額を補助している。

また、バリアフリー改修をする場合は経費の3分の2(補助限度額200万円)を、修繕をする場合は経費の2分の1(補助限度額250万円)を、太陽光発電システムを設置する場合は経費の2分の1(補助限度額200万円)を補助している。

自治会等集会所建設補助事務は、各区役所地域振興課および城山・津久井・相模湖・藤野の各まちづくりセンターで行っている。

(3) 自治会等集会所建設資金融資

自治会が集会所を新築、増築、改築、取得、バリアフリー改修または修繕する場合、建設補助対象経費から補助額を控除した額の範囲で融資を受けることができる。また、自治会が集会所用地を取得する場合でも同様である。土地、建物共に利子は年2%、返済は10年以内。

(4) 自治会等集会所賃借料補助

自治会が集会所用地として借地する場合は、賃借料の2分の1(賃貸借契約又は使用承諾期間が1年以上、借地面積200㎡までとする)の額を補助している。

また、自治会が集会所として借家する場合においても、賃借料の2分の1(賃貸借契約又は使用承諾期間が1年以上、借家面積140㎡までとする)の額を補助している。

自治会等集会所建設賃借料事務は、各区役所地域振興課および城山・津久井・相模湖・藤野の各まちづくりセンターで行っている。

(5) ふれあい広場の建設

地域住民の軽スポーツ、レクリエーション、文化活動等のコミュニティ活動を促進するため「ふれあい広場(多目的広場)」の設置を進めている。設置箇所数は平成26年4月1日現在で39か所となっている。

また、ふれあい広場の維持管理については、地域で組織する「広場管理運営委員会」または自治会と「街美化アダプト制度(ふれあい広場管理)合意書」を締結し、地域の自主的な運営により行っている。

(6) 自治会掲示板活用促進事業

自治会掲示板の活用促進を図るため、自治会掲示板活用促進事業により掲示板及び交換用板を作成・配布し、自治会掲示板の活用を促進している。

平成25年度配布状況　新規34基(うち津久井産材使用8基)、交換144枚

2　市民協働意識の普及啓発

自治会等の地域活動やNPO等の市民活動について、市ホームページや広報さがみはらを活用して事例等を紹介し、市民協働意識の普及啓発を行った。

また、市職員に対して協働に関する研修を実施した。

・平成25年度市民局研修　平成26年2月4日　「地域のまちづくりと市民協働」

3　市民協働推進審議会

市民協働推進条例に基づき、協働に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民協働推進基本計画の策定及び協働に関する必要な事項について調査審議し、答申をした。

・第1回　平成25年7月29日　市民協働推進基本計画素案の検討、協働事業提案制度事業の報告
・第2回　平成25年10月29日　市民協働推進基本計画答申(案)の検討
　　平成25年11月5日　市民協働推進基本計画について答申
・第3回　平成25年12月9日　協働事業提案制度事業の審査結果等の審議
　　平成25年12月10日　協働事業提案制度の審査について答申

4　市民協働の推進

（1）さがみはら市民活動サポートセンター

市民活動を支援する拠点として、情報の発信や活動の場の提供、相談の受付、市民活動活性化のための講座等を行っている。

ア　施設概要

・所 在 地：中央区富士見6丁目6番23号　けやき会館3階

・延床面積：162.49 ㎡

・設 置 日：平成14年10月20日

・公設市民運営：特定非営利活動法人さがみはら市民会議(平成26年4月1日から)

・会議室等利用者数： 16,777人、相談件数：176件、登録団体数：336団体(平成26年3月末日現在)

イ　主な事業（平成25年度）

事業名	実施日等	会場等	実績等
ＮＰＯ無料相談会	平成25年4月～平成26年3月	サポートセンター	相談件数　18件
広報紙「さぽせんナウ」の発行	年6回(4月、6月、8月、10月、12月、2月)発行	市内の公共施設等に配布	発行部数　各2,000部
ＮＰＯマネジメント講座(連続6回開催)	平成25年6月～7月	サポートセンターほか	参加者数延　86人
ＮＰＯ法人の会計講座	平成25年7月26日、11月21日、平成26年3月26日	サポートセンターほか	参加者数延　70人
さがみはら市民活動フェスタ2013	平成25年11月9日、10日	けやき会館(9日) 淵野辺公園(10日)	参加団体　59団体

（2）街美化アダプト制度

地域の公園、緑地など公共スペースの美化活動等を市民が自主的に行い市が活動を支援する、市民と市とのパートナーシップに基づくまちづくりとして街美化アダプト制度(里親制度)を推進した。

実施状況　　（平成26年4月1日現在）

	実施個所数	活動団体数		実施個所数	活動団体数
緑　　地	38	31	河　川　敷	8	8
街区公園等	492	308	市　道　等	35	35
緑　　道	45	28	ﾎﾟｲ捨て禁止重点地区	3	7
雨水調整池	1	1	ふれあい広場	39	26
児 童 遊 園	25	23	合　　計	686	467

（3）特定非営利活動促進法に基づく設立認証等の事務

ア　認証・認定特定非営利活動法人に関する事務

特定非営利活動促進法に基づく、特定非営利活動法人の設立にあたっての事前相談や設立認証、事業報告書等の受理を行った。

・相模原市所管法人数　　190法人(平成26年3月末日現在)

・平成25年度認証法人数　 8法人(平成26年3月末日現在)

・相模原市認定法人数　4法人(平成26年3月末日現在)

・相模原市仮認定法人数　1法人(平成26年3月末日現在)

イ　指定特定非営利活動法人に関する事務

寄附金税額控除の対象となる法人を指定する「個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特

定非営利活動法人等を定める条例」に4法人を追加した。また、指定特定非営利活動法人を対象に6月と11月に研修会を実施した。

・指定特定非営利活動法人数　8法人(平成26年3月末日現在)

	1回目	2回目
申出期間	平成25年1月7日～2月10日	平成25年7月2日～8月15日
申出法人数	2法人	2法人
指定審査会開催日	平成25年4月18日	平成25年10月17日
条例で指定した日	平成25年6月28日	平成25年12月24日

ウ　特定非営利活動法人に関する説明会の開催

特定非営利活動法人の事務手続きや認定・指定特定非営利活動法人制度について、説明会を開催した。また、さがみはら市民活動サポートセンター主催のNPO基礎講座において、認証手続等について説明を行った。・説明会開催数　計7回

エ　会計講座の実施

NPO法人に対し、さがみはら市民活動サポートセンター主催の会計講座を実施した。

・実施回数　計3回

（4）協働事業提案制度

市民活力が活かせる地域社会の実現に向け、市民と行政がお互いの提案をもとに、協働して地域課題や社会的課題の解決を図っていくための仕組みである協働事業提案制度を運用した。

ア　提案の種類

・市民提案(市民から提案された課題・団体提案に限る)

・行政提案(行政から提案した課題・団体提案に限る)

・アイデア提案(個人提案も可・随時受付)

イ　事業スケジュール

・提案の募集：平成25年6月3日～6月28日

提案件数：市民提案11件、行政提案2件、計13件

・協議期間：平成25年7月～10月上旬

・公開プレゼンテーション・審査会：平成25年11月16日開催

対象提案件数：7件

・事業化決定の内示：平成25年12月下旬

採択件数：7件／市負担金合計額10,076,000円

・事業実施に向けた協議、事業実施(平成26年4月～)

ウ　事業検証・評価

・公開事業報告会：平成25年7月7日開催、対象事業14件

(平成24年度で終了した事業、25年度が3年度目となる事業等が対象)

・公開中間ヒアリング：平成25年11月30日開催、対象事業16件

(平成25年度が1年度目、2年度目となる事業が対象)

（5）市民・行政協働運営型市民ファンド

市民と行政が役割分担に基づき、市民が自主的に市民活動を支援する仕組みを推進し、社会貢献活動を行う市民活動団体の活動の活性化を図った。

・寄附金額：1,173,732円(基準日：平成25年10月31日)

・助成事業の募集：平成25年8月15日～10月15日

・応募件数：22 件(ファーストステップコース 10 件、ステップアップコース 12 件)

・公開プレゼンテーション・審査会：平成 25 年 12 月 1 日開催

・交付決定件数：20 件(交付決定額　2,339,900 円)

（6）大学地域連携

公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアムの会員として入会し、大学と地域の連携によるまちづくりを推進している。

ア　経過　H15.6　相模原・町田大学地域連携方策研究会

H19.6　「相模原・町田大学地域コンソーシアム」設立

H22.4　「一般社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム」設立

H22.10「公益社団法人」認定(内閣府)

H25.3　相模原市立市民・大学交流センター指定管理者

イ　目的　相模原市と町田市を生活圏とする地域の大学、NPO、企業、行政など様々な主体が連携し、それぞれの特性を活かした協働を通じて、教育学習、人材育成及び地域発展に関する事業を行い、魅力あふれる地域社会を創造する。

ウ　正会員 37 団体(大学:19、NPO：4、企業・経済団体・公益法人：12、行政：2)

エ　賛助会員 1 団体(企業：1)

オ　事業概要　①(教育学習事業)多彩な学びの場を市民に提供する事業

②(人材育成事業)まちづくりの担い手を育成する事業

③(地域発展事業)新たな文化・福祉・産業の発展に寄与する事業

④施設等管理運営業務

No.	事業名	事業概要	H25 実績等
①	コンソーシアム大学事業	大学、企業、NPO、行政の連携・協働により、地域住民の多様な学習意欲に応え、生活者を支援する多彩な学びの機会を提供	39 ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ 42 講座 申込者数: 1,646 人
	市民大学 (H21年度より受託)	市内の大学と専門学校、また近隣の大学の協力により開設され、それぞれの大学の特色を生かした幅広い内容のプログラムを提供	18 ｺｰｽ 35 講座 申込者数: 2,362 人
②	地域人材育成インターンシップ事業	特色ある企業や公共的な活動に取り組む NPO 等と大学を結ぶ「ﾏｯﾁﾝｸﾞｽﾃｰｼﾞ」を構築し、地域ならではのインターンシップを体験	7 大学 13 人参加
	人材発掘・コーディネート事業	まちづくりの担い手である「まちづくりプロモーター」を広く市民の中から登用し、人材情報データーベースに登録	5 大学 7 人参加
③	いきいき市民健康づくり事業	生活習慣病予防や感染症対策など予防医学に関わる健康増進プログラムを開発、健康教育の実践を通して市民の健康意識の高揚	5 ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ 5 講座
	多世代協働型子育て支援事業	福祉関係者、NPO、介護福祉専攻生、高齢者等多世代の支援者の協働による「子育て支援ネットワーク」を構築し、子育て家庭の支援を通した地域福祉向上	2 講座
	学生と地元企業との出会いの場づくり事業	地域の企業・団体による講座や大学生、専門学校生のキャリア支援に取り組み、地域産業に向き合う学生への就業マッチングにより産業振興の支援	4 コース 参加者数 60 人
	地域情報紙制作事業	大学と地域を結ぶまちづくり情報紙「さがまち」制作（大学生が企画・取材・編集）のすべての過程にボランティアとして参画)	5 大学 25 人 年 2 回･3 万部発行
	ケーブルテレビ番組制作事業	相模原市及び町田市の地域情報で大学生が興味を持った内容を大学生の視点で取材・製作し地域の魅力発見	8 大学 22 チーム
	ケーブルテレビ CM制作事業	大学生の新鮮な感覚による CM 制作により、地域メディア産業の振興に寄与	7 大学 14 チーム参加
	地域情報発信事業	地域情報紙さがまち、CATV さがまちバンバン、大学や地域のイベントや学習情報を一元化したポータルサイトの運営により市民生活に密着した情報発信	ｱｸｾｽ数：約 12 万 4 千件/年
④	施設等管理運営業務	相模原市立市民・大学交流センターのコンセプトである「大学との連携による新たな地域活動、市民活動の創造」を目指し、交流・発信機能、学習・研究機能、リエゾン機能が十分に発揮できるように、さがまちコンソーシアムの専門性を活かしながら事業運営や施設の管理運営を行う。	

5　市民・大学交流センター（愛称　ユニコムプラザさがみはら）

（1）設置目的

地域活動や市民活動を行う市民と高度な専門性や豊富な人材を有する大学が連携して、福祉、健康、環境等、新しい地域活動や市民活動を創造する拠点として設置した。

（2）施設概要

・所在地：南区相模大野３丁目３番２－301 号

・構　造：鉄筋コンクリート　　・施設面積：　2,965.82 ㎡

・開所日：平成 25 年３月 15 日

（3）施設内容

ア　一般利用施設

施設名称	定員(人)	面積(㎡)	施設内容
セミナールーム１	84	132.10	公開講座、シンポジウム、交流会が開催できる施設
セミナールーム２	108	184.85	
実習室１	48	181.65	調理実習の設備を整え、「食」をテーマにした幅広い交流やセミナーなどに利用できる施設
実習室２	36	93.29	水周り設備を充実し、実験や制作など「科学」や「美術工芸」をテーマにした幅広い交流やセミナーなどに利用できる施設
ミーティングルーム１	8	16.01	5 つのミーティングルームを備え、様々な規模の会議や打合せに利用できる施設
ミーティングルーム２	8	16.01	
ミーティングルーム３	12	28.75	
ミーティングルーム４	30	62.40	
ミーティングルーム５	18	34.76	
ＡＶスタジオ	12	37.69	専門の撮影・録音・編集機材が揃った映像のクリエイティブ・スペースで、ムービー作品や放送用の番組制作に利用できる施設
マルチスペース	７分割した場合の１部屋は、６人	126.00	ワークショップやギャラリーなど様々なイベント･展示が行え、７室まで分割が可能なパーティションを備えており、会議や打合せなど、フレキシブルな空間の施設

イ　シェアードオフィス

施設名称	ブース数	面積(㎡)	施設内容
シェアードオフィス１	入居の最大数 30	1.95	大学の専門性などを活かして、地域の課題解決や活性化のための新たな活動拠点となる事務スペース
シェアードオフィス２	8	6.25	
シェアードオフィス３	4	10.00	

ウ　情報コーナー

施設名称	ブース数	面積(㎡)	施設内容
大学情報コーナー	15	3.99	大学の教育・研究活動や地域貢献活動など、様々な大学の情報を発信する展示コーナー
地域情報コーナー	9	1.00	地域活動・市民活動など、様々な地域の情報を発信するコーナー

（4）利用実績(平成 25 年度)

ア　一般利用施設（利用人数）　（単位：人）

セミナールーム 1	セミナールーム 2	実習室 1	
32,939	32,199	3,981	
実習室 2	ミーティングルーム 1	ミーティングルーム 2	ミーティングルーム 3
4,527	4,163	3,419	5,498
ミーティングルーム 4	ミーティングルーム 5	マルチスペース	ＡＶスタジオ
12,362	7,676	9,843	1,289

イ　シェアードオフィス等入居・出展の実績　（平成 26 年 3 月 31 日現在）

施設名称	入居・出展数	出展者一覧
大学情報コーナー	15	麻布大学、東京造形大学、玉川大学、サレジオ工業高等専門学校、青山学院大学、相模女子大学、女子美術大学、國學院大學、北里大学、法政大学、和光大学、和泉短期大学、桜美林大学、多摩美術大学、東京家政学院大学
地域情報コーナー	5	さがみはら市民活動サポートセンター、相模原市自治会連合会、（公社）相模原･町田大学地域コンソーシアム､NPO 法人Rainbow エンジェル、（公財）相模原市まち・みどり公社
シェアードオフィス 1	14	14 団体
シェアードオフィス 2	4	4 団体
シェアードオフィス 3	4	4 団体

ウ　リエゾン機能（橋渡し）機能

市民と大学が連携を深め、課題を共有し、大学の専門性と人材を活用して地域課題の解決や地域の活性化に取り組むための橋渡し機能。

連携実績①：女子美術大学の専門分野と SC 相模原サッカーチームとの橋渡し

＜オリジナル製品の立案・検討・作成＞

J3 に加盟している相模原市のサッカーチーム「SC 相模原」と女子美術大学が連携し、SC 相模原のロゴマークを入れたオリジナル製品（T シャツ）を作成した。

連携実績②：相模大野の子どものまち実行委員会と相模女子大学との連携

相模大野の子どものまち実行委員会がユニコムプラザさがみはらで子どものまちイベントを開催するに当たり相模女子大学との連携を提案し、実現させることができた。

6　市民健康文化センター

（1）設置経過

昭和55年12月に完成した南清掃工場の余熱を有効利用するため､清掃余熱利用等研究会において検討し、市民から要望の多かった温水プールと保養施設を設置した。南清掃工場の建替整備の後、施設の機能向上を図るために「健康増進」「創造活動」「ふれあい」の 3 つのコンセプトをもとに大規模改修を実施し、平成 23 年 10 月にリニューアルオープンした。

（2）設置目的

市民の健康の保持及び増進並びに文化及び福祉の向上のために、市民の誰もが、運動、文化、レクリエーション活動等の多彩な目的に利用できる複合施設及び開かれた市民相互の交流の場として設置した。

（3）施設概要

・所在地：南区麻溝台 1872 番地 1

・構　造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造　地下 1 階　地上 2 階

・規　模：敷地面積　7,986 ㎡　建築面積　4,079 ㎡　延床面積　6,274 ㎡

・設置日：昭和 58 年 11 月 18 日

（4）施設内容

1 階	プール	一般用 25m、児童用 15m、幼児用変形型(スライダー付)、ウォータースライダー、ジャグジー、採暖室
	浴室	健康趣向の浴室(一般浴槽、泡沫浴、超音波浴)
	カフェ	軽食、喫茶等
	多目的広場	各種集い、展示会等ふれあいの場
	多目的会議室 1	各種会議、講演会等多目的に利用できる会議室
2 階	講習室 1・2・3	囲碁、将棋、講習会、各サークル活動等
	茶室	茶道、華道の学習、サークル活動等
	工作室	附属設備として焼成炉室に陶芸窯を備えているほか、作陶、手工芸、木工芸など
	多目的会議室 2	カラオケ、ダンスなど

（5）利用実績（平成 25 年度）

【有料施設】　（単位：人）

プール			浴室		
大人	小人	小計	男	女	小計
69,675	39,955	109,630	40,232	19,498	59,730

多目的会議室 1		多目的会議室 2		工作室		講習室		茶室		陶芸窯		計
件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	
411 件	9,724	725 件	13,565	107 件	1,108	1270 件	19,076	54 件	363	72 件	2,639	214,129

【無料施設】　（単位：人）

ふれあい広場	展示コーナー	幼児コーナー	交流コーナー	計
40,420	338	5,174	8,139	54,071

7　北市民健康文化センター(愛称　さがみはら北の丘センター)

（1）設置経過

市民からの要望により、北清掃工場の余熱を有効利用して温水プールを含む、複合施設を設置した。

（2）設置目的

市民の健康の保持及び増進並びに文化及び福祉の向上のために、市民の誰もが、運動、文化、レクリエーション活動等の多彩な目的に利用できる複合施設及び開かれた市民相互の交流の場として設置した。

（3）施設概要

・所在地：緑区下九沢 2071 番地 1

・構　造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造　地下 1 階　地上 3 階

・規　模：敷地面積　9,076 ㎡　建築面積　4,454 ㎡　延床面積　9,069 ㎡

・設置日：平成 11 年 5 月 3 日

（4）施設内容

地下 1 階	駐車場	65 台収容
1 階	プール	25mプール、流水プール、幼児･児童用プール、ウォータースライダー（2 基）ジャグジー、採暖室
	展示コーナー	作品展示等
2 階	障害者プール	15m
	娯楽室	囲碁、将棋等に利用できる洋室
	談話室	休憩、談話等に利用できる和室
	会議室	各種会議、講演会等多目的に利用できる会議室
	講習室	陶芸、木工等のための講習室、準備室に陶芸窯設置
3 階	浴室	健康趣向の浴室（一般浴槽、気泡浴槽、低温サウナ）
	大広間	芸能等の鑑賞、発表等に利用できる和室（舞台付）

（5）利用実績（平成 25 年度）

【有料施設】　（単位：人）

プール			浴室			会議室		講習室		計
大人	小人	小計	男	女	小計	件数	人員	件数	人員	
111,225	88,565	199,790	50,162	23,569	73,731	413 件	7,268	381 件	2,957	283,746

【無料施設】　（単位：人）

障害者プール	大広間	談話室	娯楽室	計
10,840	8,554	6,455	16,614	42,463

8　市民協働によるまちづくり

（1）地区まちづくり懇談会

まちづくり会議の構成員と市が意見交換や情報共有をしながら、地区のまちづくりを協働して考える場を設け、住みよいまちづくりを推進するため、平成 25 年 8 月から 11 月にわたり市内 22 会場で開催し、副市長のほかテーマ関連局長等が出席して、まちづくり会議の構成員等と、43 件のテーマ、87 件の課題について意見交換が行われた。

テーマの内容	件数	構成比(%)	テーマの内容	件数	構成比(%)
地域防災	4	9.3	自然環境の保全	2	4.7
高齢者の見守り・子育て環境	12	27.9	地域活性化	16	37.2
防犯・交通安全	4	9.3	その他	5	11.6
			合　計	43	100.0

（2）まちづくり会議

地域において公共的な活動をしている団体等が、地域資源の発見、魅力づくりなど地域のまちづくりの課題を自主的・自立的に話し合い、課題解決に向けた活動に協働して取り組むための会議で、22 のまちづくり区域にそれぞれ設置されている。

（3）地域活性化事業交付金

より多くの市民の参加と協働による地域の活性化を目指し、まちづくり区域ごとに、市民の自主的な課題解決や地域の活性化に資する事業に対して、交付金を交付する。

地域活性化事業交付金の交付事務は、各まちづくりセンターで行っている。

9　市民活動サポート補償

ボランティア活動をしている皆さんが安心して活動できることを目的として、万一の事故に備えて設けられた制度。補償の対象となる活動は、市内に活動の拠点を置く団体や個人が、無償で計画的・継続的に行う奉仕・福祉・教育・青少年育成・自治会活動などで、補償の対象者は、これらの活動を行う団体や個人と、その活動者に同行する、市に登録した未就学児。

補償の内容

区分			補償金額(限度額)
損害賠償責任保険	対人（身体賠償）		1名　1億円 1事故 5億円
	対物	財物賠償	1事故1,000万円
		保管物賠償	1事故500万円

区分			補償金額(限度額)
傷害保険	本人	死亡保険金	1名　500万円(＊)
		後遺障害保険金	1名　500万円(＊)
	事故	入院保険金	1名　1日3,000円
		通院保険金	1名　1日2,000円

＊熱中症・食中毒については、限度額300万円

区分		補償金額
特定疾病	死亡弔慰金	1名　50万円

※特定疾病とは既往症でない急性心疾患・急性脳疾患並びに熱中症等以外の疾患をいう。

【市民協働推進課】

文　化　振　興

1　文化行政の総合的な企画及び調整

（1）文化行政の推進

情報化や少子高齢化、経済状況などの変化を背景として、人々は心の豊かさやゆとりを求めており、人々の心に安らぎや潤いを与える文化の果たす役割は重要になってきている。

こうしたことから、市民、文化団体、企業、行政などが相模原市の文化振興を共通の認識のもとに取り組むため、平成 22 年 3 月に改定された「さがみはら文化振興プラン」に基づき、文化行政の総合的な企画や調整等を進めている。

（2）総合写真祭フォトシティさがみはら 2013 の開催

身近な写真を通して「新たなさがみはら文化」の創造と発信をするため、第 13 回目となる総合写真祭フォトシティさがみはら 2013 を開催し、文化の振興と交流に寄与した。

主な事業（平成 25 年度）

事　業　名	実　施　日	会　　場	来場者数(人)
プロ・アマチュア写真展	平成 25 年 10 月 11 日～28 日	相模原市民ギャラリー	1,647
写真講評会・ ギャラリートーク	平成 25 年 10 月 13 日	相模原市民ギャラリー	各 60
子ども写真教室	平成 25 年 5 月～11 月	二本松小ほか 2 校	参加児童数 296
フォトシンポジウム	平成 25 年 10 月 12 日	杜のホールはしもと	140
親子写真教室	平成 25 年 8 月 31 日	鹿沼公園・市立図書館	参加者数 32
私のこの 1 枚写真展	平成 26 年 1 月 7 日～17 日	ユニコムプラザさがみはら	10,000
	平成 26 年 1 月 18 日～2 月 3 日	ミウィ橋本	10,000

（3）優秀映画鑑賞推進事業の開催

日本映画の優れた作品の鑑賞の機会を広く市民に提供し、貴重な文化遺産である映画に対する認識を深めることにより、本市の文化芸術の向上発展を図った。

実施場所	実施日	入場者数
東京国立近代美術館フィルムセンター相模原分館	平成 25 年 11 月 16 日～17 日	292 人
サン・エールさがみはら	平成 25 年 11 月 22 日～23 日	49 人
南市民ホール	平成 25 年 11 月 28 日～29 日	345 人

2　市民文化祭

市民が日頃の文化活動の成果を一堂に発表する機会を設け、市民文化活動の推進を図ることを目的に実施した。

出品点数・出演者数等の推移

種目／年度		H23	H24	H25
絵画	日本画	18 点	31 点	35 点
絵画	洋画	103 点	80 点	116 点
書		44 点	78 点	98 点
写真		93 点	111 点	121 点
生け花		64 瓶	110 瓶	110 瓶
盆栽		61 点	89 点	60 点
短歌		106 首	91 首	65 首
俳句		181 句	172 句	189 句

種目／年度	H23	H24	H25
吟剣詩舞	162 人	186 人	201 人
民謡	208 人	200 人	231 人
邦楽	56 人	34 人	60 人
謡曲	36 人	38 人	36 人
マジック	16 人	20 人	11 人
太鼓	90 人	59 人	80 人
洋舞	124 人	132 人	87 人
ダンス	199 人	219 人	235 人

種目／年度	H23	H24	H25
川柳	61 句	63 句	71 句
現代詩	42 編	40 編	36 編

種目／年度	H23	H24	H25
フラダンス	160 人	315 人	241 人
レクダンス		97 人	147 人
落語			1 人

3　美術の振興

（1）美術館の整備検討

相模原市立美術館の基本構想(基本理念、機能、活動、施設、管理運営等)を策定するため、美術館基本構想検討委員会を設置し、委員会を１回開催した。

（2）美術品等の収集

美術品等収集基金を設け、本市にゆかりのある作家の優れた作品を中心に収集を行い、市民文化の振興を図った。

ア　美術品等収集基金現在高(H26.3.31 現在)　　101,267,621 円(現金は 41,152,461 円)

イ　収蔵美術品一覧(基金購入分)

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

作家名	題　　名
相吉沢　久	公園通り
天野　裕夫	進化親類〈彫刻〉
伊藤　弘人	崖、風化
岩中徳次郎	Work81-27B、捻、森の唄
岩橋　英遠	双璧・那智、双璧・華厳、 静日(Ⅰ、Ⅱ)、暁雲(Ⅰ、Ⅱ)、春土、 風樹石眠(旧題『寒山拾得』)、 飛泉羽衣、北辺夏晨、北の海(陽)、 北の海(氷)、朝には狐も散歩する 街、鎮西之雄　菊池武時
上田　　薫	なま玉子Q、流れL、 コップの水G、H、Ⅰ
遠藤　彰子	都会、迷宮の街、見つめる空
遠藤　原三	旅立ち、昆虫のいる構図
大貫　　博	宙
小原　義也	WORK.'96－No.5
上條　陽子	玄黄・彷、律、環、呂、踊、 くつ(1、2、3)
後藤　公一	Frontal・96-Ⅱ

作家名	題　　名
後藤　良二	放射する世界(エスキース)〈彫刻〉 球体上の螺旋運動〈彫刻〉、 720℃のディスクリネーション (エスキース)〈彫刻〉
佐佐木幸一	'96.Autumn
進藤　裕代	ROAD(旅の追憶)
菅沼　　稔	Paraphrase・9
高嶋　文彦	待合室のベンチ〈彫刻〉
成田　禎介	雪と河畔の町、停泊、河口の港
秦　加奈子	遊
幡谷　　純	EL-ĀKHERA
藤沢　　晴	空に翔ぶ-'93
細谷　玉江	空の旅人
山本　松枝	縫う、菜園、吊り鉢を持つ
横田　瑛子	生のテーマ「エンドレス」
吉川　啓示	夕映、樹齢と街
吉村　誠司	プラットホーム、収穫期 秋日和、季節風、竹富島の夜
計	68点(絵画63・彫刻5)

ウ　収蔵美術品一覧（寄贈受入分）

（平成 26 年 3 月 31 日現在）

作家名	題　　名
岩橋　英遠	記録１、記録２
伊藤　弘人	野仏、籠る、洞窟の石仏、明、閑、装飾古墳、彩（装飾古墳）、浄光
江成　常夫	時代の肖像、ニューヨークの百家族、ニューヨーク日記、花嫁のアメリカ1、山河風光－相模川の四季、まぼろし国・満州、シャオハイの満州、ヒロシマ万象、偽 満州国、鬼哭の島、花嫁のアメリカ2、昭和史のかたち

作家名	題　　名
上條　陽子	み・の・り
成田　禎介	あじさい
吉川　啓示	残照、淡墨桜
古川　吉重	SOUND-3、POETRY-9
計	16点(絵画13・版画3)、12シリーズ（写真）

（３）美術展等の開催

ア　「第 22 回相模原芸術家協会展」

相模原芸術家協会の会員作家が新作・話題作などを紹介し、関連事業として、ギャラリートークを 2 回、ワークショップを 5 回開催。合わせて芸術家協会が平成 25 年度に市内 7 か所のこどもセンターで行ったワークショップの成果も紹介した。

・会　　期：平成 25 年 9 月 6 日～9 月 17 日(11 日間)

・会　　場：相模原市民ギャラリー

・出品作家：上條陽子、成田禎介、細谷玉江など会員 48 人

・入場者数：1,388 人(ギャラリートーク参加者計 27 人、ワークショップ参加者計 80 人)

イ　アートスポット展示

市の実施する展覧会の関連展示や、ミニ企画展等を実施する展示コーナー。市ゆかり作家の展示として、「野村重存展」「松本旻展」「鈴木英子展」「松山徹展」「新川美湖展」等を実施した。

ウ　「相模原市収蔵美術品展　相模原の女性画家展―時代を翔る女たち―」

市ゆかりの女性画家を対象に、市収蔵作家 7 人と、今後活躍が期待される作家 6 人、計 13 人の作品を紹介した。

・主　　催：相模原市

・会　　期：平成 25 年 8 月 10 日～8 月 25 日

・入場者数：1,378 人(ギャラリートーク参加者計 25 人、ワークショップ参加者計 51 人)

（４）アートラボはしもと運営事業

美術系大学や作家、市民、商店街などと連携しながら先進的・実験的なアート活動を行い、まちづくりに寄与するとともに、将来の美術館運営に必要な知識・経験の蓄積を行っている。

主な事業（平成 25 年度）

事　業　名	会　期	事　業　概　要	実　績　等
アートラボ 春の感謝祭	4 月 27 日～6 月 2 日(32 日間)	ロータリークラブや小学校と連携し、小学生によるアニメやバス停、美大生によるバスを展示	入場者：1,898 人 参加者： 251 人
ぞうけい！ たのしい！	6 月 8 日～7 月 21 日(38 日間)	東京造形大学附属美術館の企画。連続ワークショップを実施し、「どうぶつ園」をつくる。	入場者：2,175 人 参加者： 230 人
第 7 期学生企画展 ごはんのおとも	8 月 3 日～8 月 25 日(20 日間)	学生達が企画・準備した展覧会。ワークショップの実施や漫画広告の制作なども行った。	入場者：2,005 人 参加者： 527 人
このシンクロに このシティ	9 月 13 日～9 月 22 日(8 日間)	東京造形大学の企画。中国の留学生を含む 11 人の大学院生による作品展示やワークショップ。	入場者： 549 人 参加者： 53 人

事　業　名	会　期	事　業　概　要	実　績　等
スーパー オープンスタジオ	10 月 12 日～11 月 17 日(32 日間)	30 ケ所のスタジオ（制作場）と連携し、現地での公開や公開制作、ワークショップなどを実施	入場者:2,118 人 参加者： 366 人
ひかりのたからばこ	12 月 14 日～1 月 12 日(21 日間)	多摩美術大学の企画。「ひかり」をテーマにワークショップや空間展示を行った。	入場者:1,114 人 参加者： 120 人
基点と起点Ⅱ	2 月 18 日～2 月 28 日(9 日間)	桜美林大学の企画。卒業生を中心に作品展示やコンサート、映画の上映などを行った。	入場者： 626 人 参加者： 28 人
SHARING WITH NATURE	3 月 14 日～3 月 23 日(9 日間)	複数の美大の学生たちによる企画。「自然」をテーマに作品制作やトークショーなどを実施	入場者： 527 人 参加者： 42 人

4　音楽の振興

（1）街かどコンサート

市民に上質な音楽を提供するため、市役所ロビーや商業施設でクラシック等のコンサートを開催した。

・中央区：7 回　緑区：2 回　南区：2 回

（2）市民合同演奏会

公募による市民の合唱団を組織し、市民交響楽団と共に演奏会を開催した。

・演奏会名：市民合同演奏会　ヴェルディ作曲「レクイエム」

・開催日：平成 25 年 12 月 15 日　　・会場：相模原市文化会館大ホール

・参加者：合唱団　170 人　交響楽団　60 人　　・入場者数：1,269 人

5　ホール等の管理運営

多彩な市民文化活動を支援するため、相模原市文化会館、相模原市民会館、相模原南市民ホール、杜のホールはしもと相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザ(以下、「文化会館等 5 施設」という。)及び相模原市立城山文化ホールにおいて市民の文化活動や発表の場、芸術文化の鑑賞機会の場を提供した。

（1）指定管理者による施設の管理運営

ア　文化会館等 5 施設

・指定管理者：公益財団法人　相模原市民文化財団

・指定の期間：平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日

イ　相模原市立城山文化ホール

・指定管理者：城山ＳＳ共同企業体(構成団体：㈱相鉄エージェンシー、㈱清光社)

・指定の期間：平成 24 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日

（2）施設の利用状況

(平成 25 年度)

施　設　名	区　分	利用件数(件)	利用率(%)	入場者数(人)
相模原市文化会館	大ホール	346	94.8	324,771
	多目的ホール	334	90.4	39,508
	リハーサル室等	1,689	95.4	37,817
	計	2,369		402,096
相模原市民会館(＊)	ホール	18	55.2	10,195
	会議室等	1,864	70.6	60,498
相模原南市民ホール	ホール	343	81.8	48,396
杜のホールはしもと	ホール	334	88.6	85,979
	多目的室	509	98.8	35,037
	練習室等	4,044	98.5	36,955
	計	4,887		157,971

施　設　名	区　分	利用件数(件)	利用率(%)	入場者数(人)
相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザ(おださがプラザ)	多目的ルーム	1,935	97.9	40,990
	ミーティングルーム	1,129	97.1	10,631
	計	3,064		51,621
相模原市立城山文化ホール(もみじホール城山)	多目的ホール	267	44.7	20,624
	リハーサル室	517	85.9	5,111
	ギャラリー	216	62.2	2,056
	計	1,000		27,791

＊相模原市民会館ホールについてはH25.5～H26.3、会議室棟についてはH25.5～H25.12まで休館

【文化振興課】

男　女　共　同　参　画

1　男女共同参画の推進体制

（1）相模原市男女共同参画審議会

市民、学識経験者等により男女共同参画に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、答申を行うために設置（平成25年度：2回開催）

（2）相模原市男女共同参画専門員

男女共同参画に関する「市の施策についての意見、苦情、相談」及び「性別による人権侵害に対する相談、苦情」を処理するために設置（平成25年度：申出件数0件、問い合わせ件数0件）

（3）さがみはら男女共同参画推進員

公募市民により、男女共同参画に関する事業の計画・運営及び広報・啓発活動等の事業を実施

事業担当(平成25年度：7人)･･･啓発イベントの企画・運営

広報担当(平成25年度：5人)･･･情報誌「ともに」の編集・発行

2　「さがみはら男女共同参画推進条例」に基づく年次報告書の作成

「さがみはら男女共同参画推進条例」及び「第2次さがみはら男女共同参画プラン21」に基づき、男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況についての年次報告書(平成24年度分報告)を作成し、公表した。

3　審議会等への女性委員の登用の推進

政策や方針決定過程の場への男女共同参画を推進するため、市審議会等への委員構成について、女性委員が4割以上となるよう、関係各課・機関に働きかけている。

市審議会等における女性委員の参画状況　　(平成26年3月31日時点)

	男性委員数(人)	女性委員数(人)	合計(人)	女性委員比率(%)
法律・条例設置	1,097	590	1,687	35.0
要綱等設置	472	150	622	24.1
計	1,569	740	2,309	32.0

4　男女共同参画の推進に関する啓発事業

（1）地域啓発事業（イオン相模原店における啓発）

開催日　　平成25年7月6日

会　場　　イオン相模原店

内　容　　啓発チラシ等の配布、パネル展示

（2）地域啓発事業（オータムフェアにおける啓発）

開催日　　平成25年10月6日

会　場　　相模原麻溝公園

内　容　　啓発チラシ等の配布、パネル展示

（3）男女共同参画研修等支援講座

内　容　　市内事業所等が開催する男女共同参画に関する研修等へ講師派遣を支援するもの

開催回数　2回

（4）情報誌「ともに」の発行

発行部数　　年2回　　各8,000部

（5）ＤＶ被害者サポート講座の開催

開催日　　平成26年2月21日

会　場　　けやき会館

参加者　　51人

目　的　　ＤＶ被害者の人権を守り、平等な人間関係を築くために、ＤＶ被害者を支援する講座を開催している。

対　象　　民生委員・児童委員

5　ソレイユさがみ（相模原市立男女共同参画推進センター）の管理・運営

男女共同参画を推進する活動拠点である「ソレイユさがみ(男女共同参画推進センター)」において、センターの事業体系に基づく具体的な事業を展開している。

（1）指定管理者によるセンターの管理運営（平成16年度から指定管理による運営）

・指定管理者：特定非営利活動法人　男女共同参画さがみはら

・指定の期間：平成26年4月1日～平成31年3月31日

（2）管理業務の内容

ア　施設利用の承認に関する事務

イ　男女共同参画を推進するための事業の実施に関する業務
(講座等の開催、情報コーナーの運営、市民団体の活動支援)

ウ　施設等の維持管理に関する業務

（3）主な実績

ア　意識啓発や就労支援等の各種講座等の開催(平成25年度実施状況)

区　分	講座数	回　数	参加状況(人)			保育利用
			総　数	女　性	男　性	
主　催　事　業	47	107	9,588	7,113	2,475	84
共　催　事　業	22	61	1,939	1,351	588	7
合　　計	69	168	11,527	8,464	3,063	91

イ　施設の貸出(平成25年度利用状況)

区　分	専用利用者数(人)	専用利用率(%)	個人利用者数(人、ｾﾐﾅｰ5･6)
セミナールーム1･2･3･4･5･6	79,821	74.0	1,446

ウ　登録団体の活動支援

男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする登録団体に対し、使用料の減免やミーティングルームの利用、情報提供等の支援を実施（平成25年度末現在登録団体数：95団体）

6　ソレイユさがみ女性相談事業

平成25年度利用状況　（相談専用電話042-775-1777）

区　分		相談日	時間	件数
一　般　相　談		毎週火・水・木・土・日曜日	午前10時～午後4時30分	1,755
専門相談	法律相談	毎月第1・2・3木曜日 ※	午後2時～4時	69
	心の相談	毎月第4土曜日	午後2時～4時20分	9
			計	1,833

※ 木曜日が５回ある月は、第1・2・4木曜日

一般相談については、平成26年度から相談日時を、午前10時～午後4時30分(火・木は午後8時まで)として実施する。

7　相模原市配偶者暴力相談支援センター事業

平成25年度利用状況　（相談専用電話042-772-5990）

相談日・時間	相談等件数	
毎週火・水・木・土・日曜日 午前10時～午後4時30分	合　　計	188
	相談に係る件数	178
	配偶者等からの暴力の相談	151
	交際相手からの暴力の相談	16
	その他暴力の相談	11
	問い合わせ等に係る件数	10

平成26年度から相談日時を、午前10時～午後4時30分(火・木は午後8時まで)として実施する。

【男女共同参画課】

消　費　生　活

1　市民参加による消費者行政

（1）消費生活審議会

消費生活基本計画等の意見を答申するとともに、消費生活に関する重要な事項について、調査審議し、答申又は意見を建議した。

・第1回　平成25年　7月23日　　消費生活基本計画の平成24年度進捗状況について　ほか

・第2回　平成25年 11月18日　　平成24年度消費生活基本計画年次報告書について　ほか

（2）消費者月間事業

消費者保護基本法(現在の消費者基本法)の制定月を記念して、消費者意識の高揚と消費者保護の目的を達成するために、消費者教育や情報提供などの事業を実施した。

〇消費者月間記念講演会(共催)

・テーマ：あなたの食は大丈夫！？～作られた安全神話～

・実施日：平成25年5月22日　　・場　所：橋本公民館　大会議室　　・参加者数：72人

〇パネル展示

・高齢者被害防止のための展示、多重債務相談案内

・実施日：平成25年5月1日～5月31日

・場　所：シティ・プラザはしもと　多目的スペース

市役所本庁舎　本館1階　ギャラリースペース

（3）みんなの消費生活展

消費者が確かな知識や判断力を身につけ、情報を正しく理解し、適切な行動ができる自立した消費者となるよう、パネルや物品等の展示を通じて必要な情報を提供する機会として開催した。

・実施日：平成25年10月18日～10月19日　　・場　所：ミウィ橋本　インナーガーデン

・入場者延：約1,100人

（4）くらしを考えるつどい相模原

消費者が消費生活について進んで学習し、自主的活動と相互理解を深め、さらに、消費者の自立と問題解決に向けた活動の活性化、団体間の連携強化を図ることを目的に実行委員会形式で実施した。

・講　演：「どうなる？　私たちの“食”事情」

・実施日：平成26年2月28日　　・場　所：市立図書館　大集会室　　・参加者数：86人

（5）消費者と事業者の暮らしの問題交流会

当面する重要な消費生活問題について、消費者と事業者が話し合うことにより、相互の活動などについての理解と認識を深めるとともに、消費者の意見を事業者活動に反映させる機会として実施した。

・テーマ：有料老人ホームの基礎知識　～入居を検討するとき、知っておきたいこと～

・実施日：平成25年11月29日　　・場　所：相模原市南区合同庁舎　講堂　　・参加者数：59人

2　学習機会の提供

（1）講師派遣事業

住民自治団体及び消費者団体等が自主的に企画した講座等へ講師を派遣した。

全29回　延参加者数　1,988人

（2）夏休み子ども消費者教室

夏休み期間に実習等を通じて、消費者として必要な知識を身につける機会として実施した。

テーマ①　計量工作教室　てんびんばかりを作ろう！

・実施日：平成25年8月7日(大野南公民館　大会議室1)　・参加者数：14人

テーマ②　おつかいすごろくでかしこくお金を使おう。

・実施日：平成25年8月8日(大野南公民館　大会議室1)　・参加者数：18人

（3）くらしの講座

様々な分野から消費生活に関するテーマを取り上げ、意識向上及び啓発の機会として実施した。

・実施日：平成25年9月13日、20日、27日　・場　所：大野北公民館　中会議室

・延参加者数：98人

（4）大学との消費者被害防止のための懇談会

市内大学の学生担当者と行政が集い、学生の消費者被害の実態などについて意見交換し、学生への指導の一助とするため懇談会を開催した。

・実施日：平成25年12月17日　・場　所：シティ・プラザはしもと第1会議室

・内　容：学生被害に対する相談状況、学生に多い相談事例などについての紹介、各大学との意見交換等

3　情報の提供

（1）広報紙「広報さがみはら」への情報提供

・掲載号　平成25年5月1日(消費者月間特集1ページ)

・内　容　解約したい！そんなときはクーリング・オフ

（2）啓発資料の作成・発行

・消費生活情報紙「すぱいす」の発行(99～102号)

年4回(7、10、1、4月)発行　各1,800部

・パンフレット・リーフレット等の発行

消費生活センターの周知、高齢者・若者への啓発を目的にしたリーフレット、新聞折込チラシなどを作成・発行した。9月の高齢者被害防止キャンペーンに合わせて市内を巡回するバスの中吊り及び市内金融機関にて高齢者被害防止ポスターを掲示した。

（3）常設展示による情報提供

・北消費生活センター展示スペース

相談事例の多い架空請求、インターネットトラブルや多重債務相談のパネル等を展示した。

・啓発用図書・ビデオ

ソレイユさがみの消費生活コーナー及び北相模原消費生活センターに図書を整備し、貸出しをした。

(ビデオは北消費生活センターに配架)

（4）インターネット・ホームページによる情報提供

・内　容：消費生活相談窓口の案内、消費生活相談の概要、よくある相談事例、派遣講師、計量など

（5）その他メディアによる情報提供

・地域情報紙等を活用した情報提供及び消費生活センター周知を実施した。

4　相談・苦情の処理

（1）消費生活相談

市民の消費生活の安定向上と適正な商品サービスの普及育成を図るため、消費生活相談員を委嘱し、問い

合わせや苦情に対する情報提供、助言、処理をしている。

・場　　所：北消費生活センター(シティ・プラザはしもと)
　　相模原消費生活センター(シティ・プラザさがみはら)
　　南消費生活センター(南区合同庁舎内)

・時　　間：午前9時～午後4時(昼休み除く)土・日・祝日・年末年始を除く
　　北消費生活センターは毎日開設、ただし年末年始を除く

消費生活相談受付件数

年度	北センター		相模原センター		南センター		計		
	苦　情	問合せ	苦　情	問合せ	苦　情	問合せ	苦　情	問合せ	計
H23	1,446	134	2,253	223	1,245	129	4,944	486	5,430
H24	1,373	129	2,245	208	1,222	136	4,840	473	5,313
H25	1,426	99	2,521	174	1,246	88	5,193	361	5,554

（2）あんしん家計相談（協働事業提案制度事業）

健全な家計管理及び将来設計の実現を支援することで、ローン破たんや多重債務等の未然防止を図るため、市民が家計管理の専門家に家計に関する悩み等を相談することができる窓口を設置した。

・実施日：5月～3月の原則毎月第4金曜日(1日につき最大3件)　　・相談件数：23件

5　消費者団体の育成

（1）消費者団体支援事業

消費者問題についての研究、活動等を展開している相模原市消費者団体連絡会に対して、活動拠点施設の提供や活動に対する指導・助言を行った。

（2）消費生活協同組合に係る文書経由

市町村が生協の実態を把握し、市町村の施策に反映・関連する書類について、主たる事務所の所在地が存する市町村を経由して県に提出した。

6　計量及び表示の適正化

（1）計量器定期検査等

商品の量目の正確性と取引の適正化を図ることを目的に、店舗、工場、事業所等において取引や証明に使用する計量器の精度を確保するため、定期検査を実施した。

また、事業者への立入、商品の量目検査及び試買検査等を実施した。

・定期検査　指定検査機関による検査　　検査台数＝1,962台
　　計量士による代検査届出　　届出台数＝1,117台

・立入検査　スーパー、ストア関係　　11事業所　計量器＝72台　商品量目＝813点
　　石油ガスメーター等関係　　8事業所　台帳検査＝6,111台(現物検査＝50台)

・商品試買検査　調査品目：乾めん類(4業者分)　検査商品数＝5種類　検査個数＝25個

（2）家表法及び製品安全四法に基づく立入検査

日常生活で使う家庭用品に適正な表示がされているか、消費生活用製品や電気用品などの指定された製品について、国が定めた技術上の基準を満たしていることを証する表示があるかを立入検査により確認した。

（3）計量思想の普及・啓発

・正量取引強調月間運動　　商取引が増大する中元期及び歳末期にポスター掲示等を実施した。

・計量教室　　子ども消費者教室で開催した。

・計量管理強調月間運動　　計量管理実施報告書の受理及び進達、ポスター作成・配布などを実施した。

【生活安全課】

交 通 安 全 ・ 防 犯

1　交通安全

（1）交通事故の状況

平成 25 年中(1 月～12 月)の市内での交通事故発生件数は、3,241 件で、前年に比べ 254 件(△7.3%)の減少となっている。また、交通事故死者数は前年の 17 人から 10 人減少の 7 人となっている。

本市では、市内全体の交通事故件数に対し、自転車及び高齢者が関係する事故の割合が大きいという問題点が挙げられる。

市内交通事故発生状況　　※各年末時点の数値

年	H23	H24	H25
件　数(件)	3,602	3,495	3,241
死　者(人)	11	17	7
負傷者(人)	4,240	4,123	3,795

平成 25 年　種類別事故件数

種　類	件　数(件)	死　者(人)	負傷者(人)
自転車事故	1,019	1	1,010
高齢者事故	891	4	464

（2）交通安全思想の普及及び啓発

ア　交通安全教室

自転車の乗り方、信号機の見方等正しい交通ルールの体得と交通安全意識の高揚を図るため、交通安全指導員を配置し、幼稚園・保育園・小中学校・ＰＴＡ・高齢者等を対象に交通安全教室を行った。

イ　児童交通公園

児童が遊びながら交通知識や交通道徳を理解できるように鹿沼公園内に設置しており、自転車や豆自動車等の遊具の貸出しを行うとともに、利用者に対し、交通に関する指導や知識の普及に努めている。

ウ　違法駐車等防止啓発活動

市民・事業者・市が協力して、違法駐車等による交通事故や交通渋滞を解消し、市民の安全で良好な生活環境を保持することを目的に、平成 11 年 10 月に「違法駐車等の防止に関する条例」を施行し、相模原駅、相模大野駅、橋本駅周辺を重点区域に指定し、防犯活動推進員による啓発活動を行っている。

エ　交通安全対策団体の活動の推進

（ア）相模原市安全・安心まちづくり推進協議会

別掲(P111)

（イ）相模原交通安全協会・相模原南交通安全協会・相模原北交通安全協会・津久井交通安全協会

悲惨な交通事故を防止するため、運転者の立場から交通安全対策を図るために設立され、各種交通安全運動、法令講習会等を行っている。

（ウ）相模原市交通安全母の会連合会

各季の全国交通安全運動への参加協力や地域において、母親の立場から交通安全の「ひとこえ」をかけあう運動を行っている。

２　防　犯

（１）犯罪発生状況

平成 25 年中(1 月～12 月)の市内での刑法犯発生件数は、6,530 件で、前年に比べ 299 件(△4.4%)の減少となっており、犯罪発生件数は、平成 15 年をピークに減少傾向となっている。

犯罪発生状況の傾向としては、窃盗犯が犯罪の約 8 割を占めている。

市内刑法犯発生状況　　(単位：件)

年	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	合　計
H23	45	531	6,638	147	61	888	8,310
H24	58	429	5,405	156	66	715	6,829
H25	37	395	5,071	230	58	739	6,530

（２）防犯灯設置費、維持管理費等補助

自治会が行う防犯灯の設置、維持管理に要する費用に対して、それぞれ補助を行った。

補助金の状況(平成 25 年度)　　※年度末時点の数値

区 分	灯数	補助率	補助金額	
設置費補助（新設・再設）	1,230灯	補助限度額までは 自治会負担なし	43,689,867円	
移設費補助	17 灯		303,825円	
撤去費補助	78 灯		823,695円	
区 分	灯数	補助率	補助金額	
維持管理費補助	47,902灯	年間電気料金相当額	電気料	183,574,978円
		1 灯　800円	管理費	38,321,600円
施設賠償保険料補助		年間保険料相当額		1,452,290円

（３）省エネ・高照度化防犯灯設置促進事業

高照度型及びＬＥＤ灯への共架式再設に要する費用に対して、自治会に補助を行った。

・設置灯数　885 灯　補助金額　30,076,306 円

（４）防犯活動推進員の設置

防犯活動推進員を配置し、地域で実施される防犯講習会などでの啓発活動、防犯対策に関する相談やアドバイス、青色回転灯装備車両による防犯パトロール等を行った。

また、さがみはら安全安心ステーションに施設担当として 2 人配置した。

（５）地域防犯活動の推進

ア　防犯活動団体補助

防犯活動団体が防犯活動に必要な物品の購入に要する経費に対し補助を行った。

・補助率 50%(補助限度額 50,000 円)

・平成 25 年度補助団体数　11 団体

イ　相模原防犯協会・相模原南防犯協会・相模原北防犯協会・津久井防犯協会

犯罪のない明るい社会を実現するため、犯罪の抑止及び防犯思想の普及高揚のための啓発活動、各種防犯運動を行っている。

（６）「安全・安心メール」による情報の発信

犯罪情報や不審者情報について、電子メールで希望者の携帯電話やパソコンに配信を行っている。

（７）暴力団排除の推進

市民、事業者及び行政が一体となって暴力団排除を推進するため「相模原市暴力団排除条例」に基づき、市民の意識啓発を図るとともに、市の事務事業からの暴力団排除を実施した。

（8）空き家等対策推進事業

空き家等の所有者に適正管理を働きかけるとともに、適正管理等を促すための支援策について要綱を制定した。

3　相模原市安全・安心まちづくり推進協議会

市民、地域団体、事業者、行政機関が協働して、地域における犯罪及び交通事故の防止等に取り組むことにより、すべての人が安全で安心して暮らし、活動できる相模原市を実現することを目的に、平成 17 年 7 月 26 日に設立した。(129 団体：平成 26 年 3 月末日現在)

（1）各種キャンペーン等の実施

ア　防犯運動

・全国地域安全運動　・年末年始特別警戒　・町田市との合同歳末特別警戒

イ　交通安全運動

各季の運動

・春の全国交通安全運動　・夏の交通事故防止運動　・秋の全国交通安全運動

・年末の交通事故防止運動　・交通事故死ゼロを目指す日

年間運動

・交通安全ひとこえ運動　・自転車マナーアップ運動　・高齢者交通事故防止運動

・二輪車交通事故防止運動　・暴走族追放運動　・違法駐車追放運動　・飲酒運転根絶運動

（2）安全・安心パトロールの実施

毎月 20 日の「市民交通安全の日」に警察、小学校、交通安全協会等と連携して、小学校の通学路において安全・安心パトロールを行った。

（3）「こども 110 番の家」の設置

地域ぐるみの防犯活動として、子どもたちが、登下校時や公園・広場等で、「知らない人からの声掛け」「痴漢」や「つきまとい行為」の被害を受けたり、受けそうになった時に安心して避難できる場所として、一般家庭、商店、事業所等の協力により設置している。

※市では、郵便局やタクシーなど民間車両のほか、市の公用車や清掃車による「走るこども 110 番の家」を実施している。

設置数（平成 25 年度）　※年度末時点の数値

	こども 110 番の家	走るこども 110 番の家
設置数	6,808 か所	2,703 台

・小学校新入学児童・保護者へ制度案内チラシの配布

（4）安全・安心まちづくり標語・ポスターの募集

防犯及び交通安全意識の高揚を図り、安全・安心まちづくり運動の一環として、安全・安心まちづくりに関する標語・ポスターの募集を行った。

平成 25 年度応募数　(単位：点)

	標　語	ポスター
応　募　数	523	236

（5）安全・安心まちづくり市民大会の開催（平成 25 年 10 月 26 日）

市民の防犯・交通安全に関する意識の高揚を図るとともに、活動への参加を促進し、誰もが安全で安心して暮らせる街づくりを推進するため開催した。

・安全・安心まちづくり功労表彰
・安全・安心まちづくり標語、ポスター入選者の表彰
・講演「市内の交通事故発生状況とその対策について」
・発表「高校生の自転車交通安全の取り組みについて」

（6）安全・安心まちづくりに関する講演会・行事等の開催

・スケアード・ストレイト事業
・自転車マナーアップ呼びかけ隊
・親子ふれあい広場(交通安全コーナー)

（7）安全・安心まちづくりに関する地域活動の支援

地域において安全・安心まちづくり活動を実施している団体に対して助成を行った。
・相模原市安全・安心まちづくり推進協議会支部(22 地区)
・相模原市交通安全母の会連合会(1 連合会)
・地区交通安全母の会(11 地区)

（8）さがみはら安全安心ステーションの運営

JR 町田駅南口に設置した「さがみはら安全安心ステーション（相模原南警察署町田駅南口臨時警備出張所)」の運営を行った。

（9）防犯灯の維持管理

相模原市安全・安心まちづくり推進協議会が管理している防犯灯の整備及び維持管理を行った。

4　路上喫煙の防止対策

市民等、事業者及び市が連携して市民等の身体及び財産の安全及び安心の確保を図り、市民の生活環境の向上に資するため「路上喫煙の防止に関する条例」に基づき、市民の意識啓発を図るとともに、路上喫煙者に対して中止の指導等を行った。

（1）路上喫煙重点禁止地区及び路上喫煙禁止地区の指定

中心市街地 3 鉄道駅周辺を路上喫煙重点禁止地区として、また、市内 13 鉄道駅及び市内全鉄道駅(16 駅)に近接する保育所、幼稚園、小学校、中学校の外周道路(50 か所)を路上喫煙禁止地区として指定し、指定地区内での喫煙を禁止している。

（2）路上喫煙防止指導員の設置

路上喫煙防止指導員を設置し、路上喫煙重点禁止地区及び路上喫煙禁止地区における路上喫煙者に対し、中止の指導等を行った。

（3）キャンペーンの実施

「路上喫煙の防止に関する条例」の周知を図るため、市内全鉄道駅(16 駅)でキャンペーンを実施した。

【生活安全課】